

七ヶ浜町 都市計画マスタープラン

2020 ▶▶ 2030

2020年(令和2年)3月

七ヶ浜町

A white silhouette of a town skyline is positioned at the bottom of the page, featuring several buildings of varying heights and a hill-like shape on the right side.

町長あいさつ

三方を海に囲まれた七ヶ浜町は、日本三景松島の一角をなし、町の東部が県立自然公園松島、さらに海岸線に沿って特別名勝「松島」の指定を受けるなど、自然環境や景観に恵まれ、古くから海と密接に関わり、生活が営まれてきました。



昭和34年の町制施行、東北電力㈱仙台火力発電所の建設以来、高度経済成長期の湊浜、東宮浜への工場立地、昭和50年代の汐見台団地の開発など、仙台市近郊の町として都市化が進む中でも、先人から受け継がれてきた本町特有の豊かな自然、美しい景観はしっかりと保全し、都市と自然が共生したまちづくりが行われてきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、町の面積の3割が津波で浸水する未曾有の大災害となり、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けましたが、町が一丸となり復興に向けた取り組みが進められ、震災から9年が経過したいま、復興事業もようやくゴールが目前となり、復興後のまちの姿が目に見えるようになってまいりました。

そのような中、町では、令和2年度から令和11年度までを目標年次とし、今後のまちづくりの方針となる「七ヶ浜町都市計画マスタープラン」の改定を行い、目標として「七ヶ浜ならではの恵まれた自然と調和した潤いある都市環境の形成」「協働の取組の推進による『ひと』と『ひと』のきずなを深める地域環境の形成」「周辺都市との連携・機能分担の下で安全・快適に暮らすことのできる都市空間の形成」をかかげました。

20年後の未来を見据え、七ヶ浜の財産ともいべき豊かな自然、美しい景観を次世代に引継ぎ、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまち、いくつになっても元気でいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、七ヶ浜町都市計画マスタープラン改定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました改定検討委員会の皆様をはじめ関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和2年3月

七ヶ浜町長 寺澤 董

目次

第1章 基本的事項	1
1-1 都市計画マスタープランの位置づけ		
1-2 改定の背景・目的		
1-3 目標年次と対象区域		
1-4 計画の策定体制・構成		
第2章 全体構想	7
2-1 まちづくりの基本理念・目標		
2-2 将来フレーム		
2-3 将来都市構造		
2-4 分野別の方針		
第3章 実現化方針	45
3-1 住民参画・協働の方針		
3-2 公共サービス水準の維持・向上の方針		
3-3 広域連携の方針		
3-4 評価・見直しの方針		
巻末資料	57





基本的事項

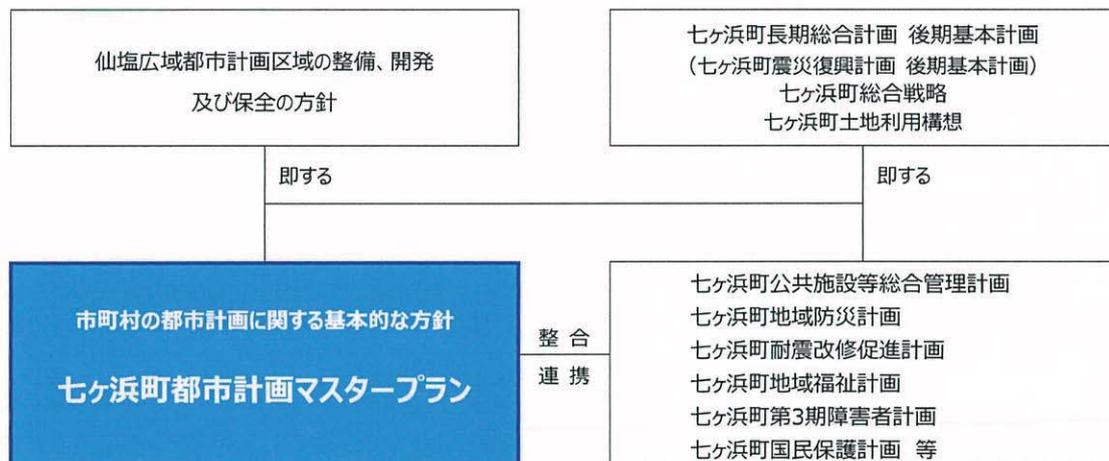
第1章 基本的事項

1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める法定の方針です。都市計画マスタープランでは、地域の生活像や産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した上で、まちづくりの将来ビジョンを確立し、長期的・総合的な視点から土地利用や都市施設といった都市計画の方針を明らかにします。

七ヶ浜町都市計画マスタープラン（以下、「七ヶ浜町都市MP」といいます）は、都市計画法第6条の2に基づき宮城県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と七ヶ浜町（以下、「本町」といいます）が策定する「七ヶ浜町長期総合計画」を上位計画として、これらに即すとともに、各種の関連計画と整合を図りつつまちづくりの方針として定めます。

□七ヶ浜町都市計画マスタープランの位置づけ



1-2 改定の背景・目的

本町では、1992年（H4）の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が規定された後、1995年（H7）3月に七ヶ浜町都市MPを策定しています。この当初計画は、策定から概ね20年後の2014年（H26）を見据えたまちづくりの方針を示しており、本町では、この計画に基づき増加人口の受け皿となる汐見台団地（汐見台南）の造成・分譲、役場から七ヶ浜国際村にかけての教育・文化・スポーツ施設等の整備による拠点の形成を進めてきました。しかし、この間には人口増加が沈静化し、また、まちづくりにおいては環境負荷の低減や行政主導から住民との協働といった新たな視点が重要視されるようになりました。

こうした社会情勢の変化を踏まえつつ、当初計画の改定を予定していた矢先、2011年（H23）3月に東日本大震災が発生しました。町域の36.4%が津波浸水の被害を受けた本町では、早期復旧・再建を目指すため、同年11月に「七ヶ浜町震災復興計画前期基本計画」を策定し、住民の皆さんと話し合いを重ねながら、着実に復興事業を進めてきました。また、2015年（H27）11月には震災復興計画後期基本計画を包括した「七ヶ浜町長期総合計画（後期基本計画）」を策定し、新たなまちづくりの指針のもとで町政運営を進めてきました。

そして今日、復興事業が概ね収束を迎え、新たな都市基盤が整備されつつあるなか、本格的な人口減少社会・少子高齢社会の到来、地域公共交通の充実、社会資本の“整備”から“維持管理”への考え方の変革等、まちを取り巻く様々な環境は変化しています。また、国際社会に目を向けると、国際連合においてSDGs（持続可能な開発目標）※が2030年（R12）までの長期的な開発の指針として採択されました。

東日本大震災以降、早期の復旧・復興を目指してきた本町においては、復興事業により整備された都市基盤を活かしつつ、全国的・世界的な課題や目標の変化を踏まえた次の20年を見据えたまちづくりのビジョンを描くべく、当初計画を抜本的に改定することとしました。



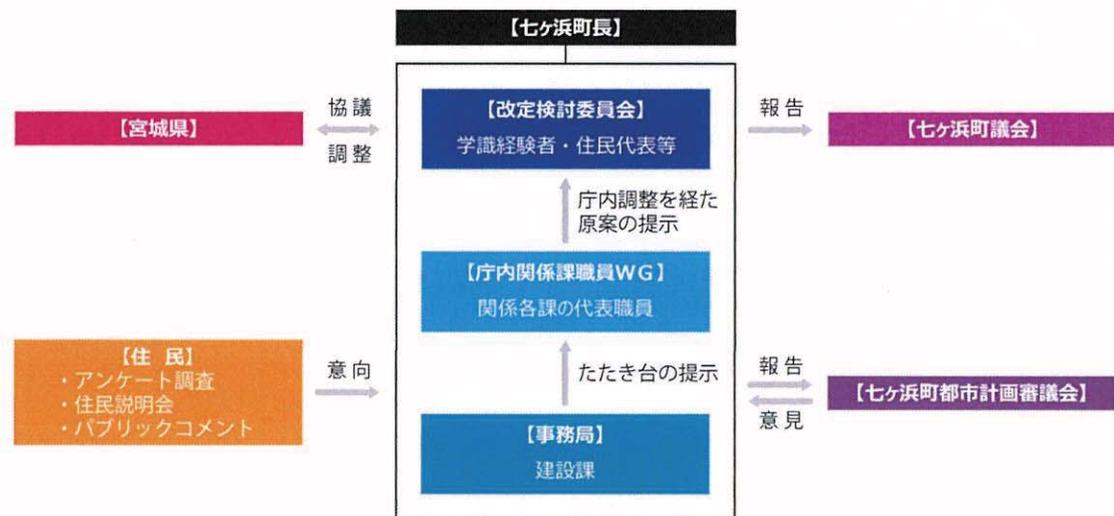
SDGs（持続可能な開発目標）…Sustainable Development Goalsの略で、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、2030年を年限とする17の国際目標と169のターゲットから構成されている。

1-4 計画の策定体制・構成

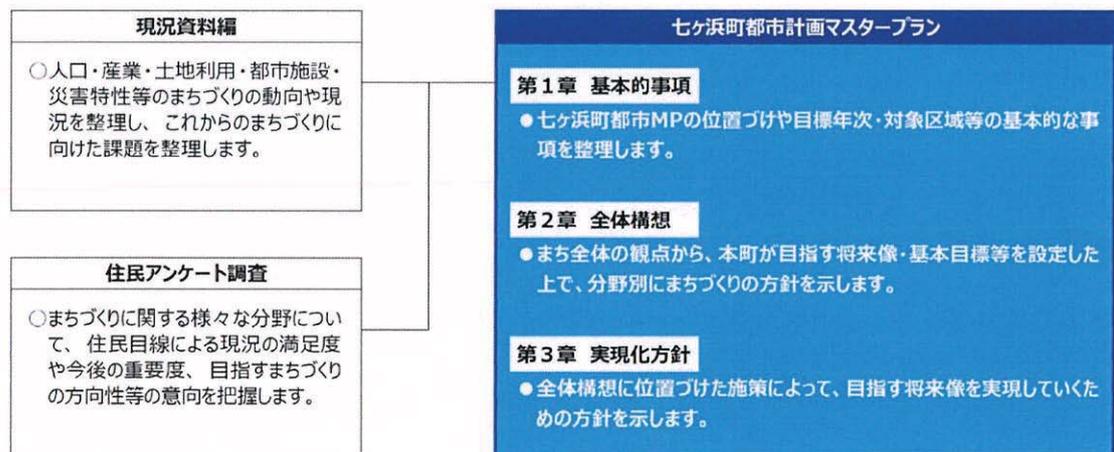
七ヶ浜町都市MPは、まちの現況や特性をまとめ、まちづくりの課題を整理する「現況資料編」及び「住民アンケート調査」の結果を踏まえつつ、庁内関係課からなるワーキンググループ（WG）や学識経験者・住民代表等からなる改定検討委員会等での検討・協議を経て策定します。

また、七ヶ浜町都市MPは、大きく「全体構想」及び「実現化方針」で構成します。

□七ヶ浜町都市計画マスタープランの策定体制



□七ヶ浜町都市計画マスタープランの構成





全体構想

第2章 全体構想

2-1 まちづくりの基本理念・目標

七ヶ浜町都市MPの上位計画である「七ヶ浜町長期総合計画」では、「うみ・ひと・まち七ヶ浜」をキャッチフレーズに、基本理念を「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」としています。そして、基本理念の下、[うみ]自然との調和、[ひと]人間らしく生きる、[まち]快適で住みやすいの3つの基本方針を定めています。

七ヶ浜町都市MPは、「七ヶ浜町長期総合計画」を実現するため、これからの都市計画の基本的な方針を定めるものです。そのため、基本理念・基本方針は「七ヶ浜町長期総合計画」と共有しつつ、本町に大きな影響を及ぼした震災以前からのまちづくりの経緯も踏まえて、七ヶ浜町都市計画MPとしての目標を以下のように定めます。

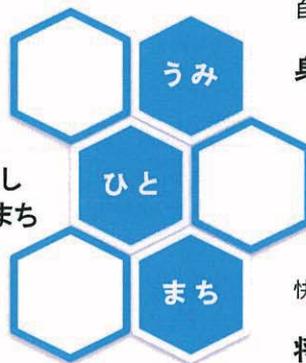
基本理念

「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」

基本方針

人間らしく生きる

「ひと」と「ひと」とのきずなを大切にし
一人ひとりの「かお」が見えるまち



自然との調和

身近な自然とふれあい
人々が暮らしやすいまち

快適で住みやすい

将来にわたり 安全で安心して
暮らすことのできるまち

[うみ] 自然との調和

震災前は…

- ❖ 特別名勝松島や変化に富んだ地形がつくりだす眺望を大切に、本町特有の美しい自然環境・景観の保全に取り組んでいました。また、その名が示すように海が見えるゆとりある住宅環境が形成されている汐見台団地を中心に、仙台都市圏における「住」機能の一翼を担うまちとして発展してきました。
- ❖ 我が国で三番目に開設された海水浴場である葛蒲田海水浴場やヨット・サーフィンといったマリレジャーが楽しめる場として、年間30万人を超える観光客の入込がありました。

震災後は…

- ❖ 早期の生活再建・復興が求められるなかにおいても、自然環境・景観への配慮を重視した方針の下で復旧・復興事業を進め、多くの事業は完了を迎えています。
- ❖ 本町の基幹産業である水産業の収穫高や売上高、農作物の作付面積、年間の観光入込客数は概ね震災以前と同水準に回復し、まちの産業は立ち直りつつあります。

今後の課題は…

- 産業基盤の早期再建とともに、移転元地を活用した新たな店舗の誘致、マリレジャー スポットとしての知名度を活かした観光イベントの開催等について総合的に検討し、ハード整備とソフト施策を一体的に推進することで、基幹産業である水産業や農業の振興を図る必要があります。
- 全国的に人口減少が進むなか、持続可能なまちとして価値を高めていくため、震災復興事業エリアを含め、仙台都市圏における都市近郊住宅地としてゆとりある居住環境・自然環境を保全するとともに、海と密接に関係する本町の風土に合ったまち並みの維持・形成を図る必要があります。



まちづくりの目標

- ★ 東北地方最大の仙台都市圏に位置する優位性を活かし、住宅地・観光地としての特性をもつまちの価値を高めていくため、七ヶ浜ならではの恵まれた自然と調和した潤いのある都市環境の形成を図ります。



[ひと] 人間らしく生きる

震災前は…

- ❖ 身近なスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動、コミュニティ活動等のニーズに対応するため、公園・緑地やスポーツ施設の整備を進めるとともに、歴史・文化的な施設・資源の保全・活用に努めてきました。
- ❖ アクアリーナやセッカ浜国際村、菖蒲田海水浴場等、地域住民のみならず広域的に利用される施設も充実を図り、また、交流イベント・スポーツイベント等を開催することで町内外の交流を促進してきました。

震災後は…

- ❖ これまでに築かれてきた地域のきずなを重視し、被災した公共公益施設や地区公民分館の復旧、新たな地区避難所の設置といった地域内連携や協働による活動拠点の整備を進めてきました。
- ❖ 施設の復旧や新たな整備が進み、連携・協働の場や機会が増加する一方で、従来から顕在化しつつあった人口減少・少子高齢化の傾向が続いており、震災の影響も含めた地域コミュニティの希薄化が懸念されます。

今後の課題は…

- 多様化するスポーツ・レクリエーション・学習・文化等の活動ニーズに対して、既存施設の適切な維持管理、ニーズに応じた設備改善等により利便性を向上し、地域活動の活性化や交流の促進及びこれらを通じた地域のきずなの継承を図る必要があります。
- アクアリーナやセッカ浜国際村といった大型施設やマリンレジャースポットを活かした広範囲からの誘客を視野に入れたイベントの開催・大会の誘致等により、地域内外の交流や関係人口^{*}の拡大を促進し、地域の活性化・にぎわいの創出を図る必要があります。



まちづくりの目標

- ★ 地域内の連携、町内外の交流促進、関係人口の拡大のため、既存の多様な施設・資源を活かしたソフト施策を充実させ、協働の取組を推進し、「ひと」と「ひと」のきずなを深める地域環境の形成を図ります。



関係人口…移住した「定住人口」、観光に来た「交流人口」ではない、地域や地域の人々と多様に関わる者。

[まち] 快適で住みやすい

震災前は…

- ❖ 半島状の地形的条件のなか、旧来の7つの浜からなる漁村集落と都市近郊住宅地としての住宅団地によってまちが形成されてきました。
- ❖ 町内を一周する(主)塩釜七ヶ浜多賀城線(県道58号線)の整備が進み、2009年(H21)8月からは漁村集落・住宅団地・隣接市の市街地を結ぶ七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の運行を開始し、住民の生活利便性の向上を図ってきました。

震災後は…

- ❖ 甚大な被害を受けた漁村集落を中心とする震災復興事業は収束に向かっていますが、住宅の集団移転とそれに伴う移転元地の発生、災害危険区域の指定等、都市構造や土地利用の条件に大きな変化が生じています。
- ❖ 広域的には、2015(H27)5月にJR仙石線が全線復旧するとともに、JR仙石東北ラインが開業しましたが、JR仙石線の快速廃止、JR仙石東北ラインによる快速運行等、仙台市へのアクセス条件が変化しています。

今後の課題は…

- 集団移転とそれに伴う移転元地、災害危険区域の指定等、震災前後の土地利用の変化や広域的な交通環境の整備状況を踏まえつつ、限られた町域において安全かつ快適に暮らすことのできる都市構造を構築する必要があります。
- 通勤・通学先や病院、大型店・専門店等の利用は周辺都市と機能分担し、また、町内には鉄道がないことを踏まえた身近な生活サービス施設の立地誘導及びバス交通ネットワークの充実を図る必要があります。



まちづくりの目標

- ★ 地形的特性やこれまでの都市形成の過程、震災復興事業を踏まえつつ、広域的な観点から、周辺都市との連携・機能分担の下で安全・快適に暮らすことのできる都市空間の形成を図ります。



2-2 将来フレーム

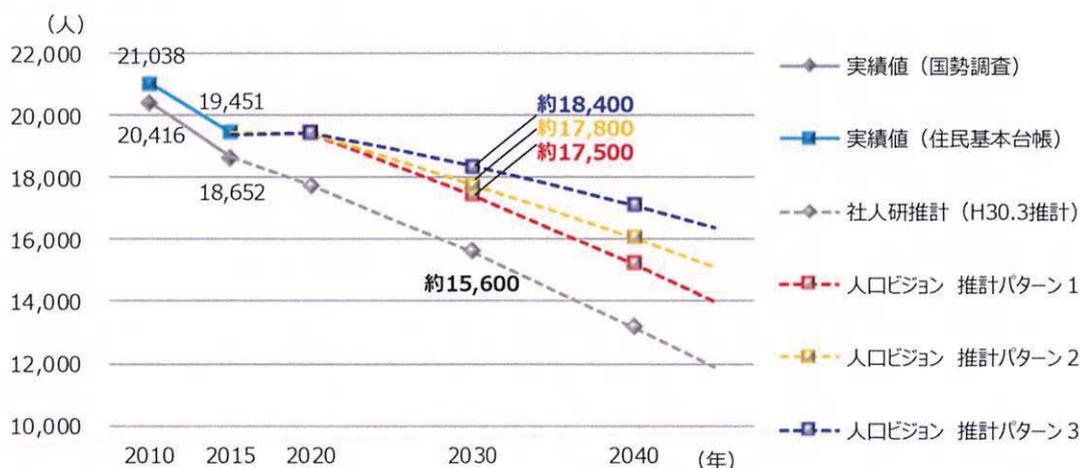
近年、全国的に人口減少が本格化するなか、本町では従来より緩やかな減少傾向が続いていました。さらに、震災によって人口は大きく減少し、2015年（H27）国勢調査では18,652人となっています。

2015年（H27）国勢調査を基準とした国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます）※の推計によると、今後も人口減少が続く見込みであり、七ヶ浜町都市MPの目標年次である2030年（R12）には約15,600人になると推計されています。また、その内訳をみると、年少人口（15歳未満）の割合が減少する一方で老年人口（65歳以上）の割合が増加する少子高齢化の傾向が顕著となる見込みです。

一方で、「七ヶ浜町長期総合計画」における「人口ビジョン※」では、現状のままの推計に対して、転出超過や合計特殊出生率※の改善を見込んだ推計を実施しており、その実現に向けた「総合戦略※」において重点施策を位置づけています。

以上より、七ヶ浜町都市MPでは、2030年（R12）の人口について、社人研の推計値である約15,600人を基本としつつも、上位計画である「人口ビジョン」と整合を図り、各種施策を展開することで約17,500人（推計値）を目標とします。

□人口の見通し



補注：「社人研推計（H30.3推計）」及び「人口ビジョン 推計パターン1」は、人口が現状のまま推移した場合を示します。なお、両者は基準となる人口の出典等が異なります。

これに対して「人口ビジョン 推計パターン2」は合計特殊出生率の向上、さらに「人口ビジョン 推計パターン3」は社会増減を見込まない推計（本町の場合は、転出超過の改善した場合の推計）となっています。



国立社会保障・人口問題研究所…人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究等を行う厚生労働省の政策研究機関。

合計特殊出生率…出産可能とされる15歳から49歳までに女性一人が産む子どもの数の平均値。

理論上、合計特殊出生率が2.07で人口は一定の推移となり、人口置換水準と言われる。

人口ビジョン／総合戦略…まち・ひと・しごと創生法に基づく。「人口ビジョン」は人口動向を分析し将来展望を示すもので、「総合戦略」は人口ビジョンの実現に向けた施策を示す。

2-3 将来都市構造

本町が目指すべき将来都市構造は、まちの成り立ちや震災復興事業等を踏まえつつ、以下のように設定します。

古くは…

本町の歴史は、大木囲貝塚にみられる縄文時代までさかのぼります。本町は、古くから海と密接に関わりながら生活が営まれてきた地域であり、海岸部には縄文文化の遺跡が多く残ります。東・南・北の沿岸には七つの浜があり、藩政時代のころから「七ヶ浜」と呼ばれるようになりました。また、このころには、「要害」という地名が表すように、貞山堀や塩釜港入口に位置する重要地として要害を置いて城下の警護にあたった歴史があります。

近代に入ると…

近代に入ると、内陸部では仙台市のベッドタウンとしての住宅地開発、仙台市・塩竈市・多賀城市との隣接部では仙台塩釜港の開発が進み、都市構造も大きく変化してきました。一方で、旧来からの七つの浜では、生活のための漁や採取が水産業として発展してきました。

交通網については、宮城電気鉄道により仙台駅から西塩釜駅間の鉄道が整備され、その後、戦時買収による国有化、国鉄分割民営化を経て現在のJR仙石線となり、仙台市と結ばれていました。道路網は、町内を一周するように(主)塩釜七ヶ浜多賀城線が整備されたほか、広域的には国道45号や三陸自動車道等の広域的な幹線道路につながるようになりました。

一方で、このようなまちの発展期においても、谷戸状の低地部では、畑地・水田等の農地は保全され、海や丘陵地と一体となって、特別名勝松島の一角をなすまちとして美しい景観が引き継がれてきました。

震災後は…

本町は、未曾有の大震災によって町土の36.4%が津波浸水の被害を受け、沿岸部を中心にまちの様相は一変しました。

多くの尊い命を失ったばかりでなく、産業・都市基盤・海辺の風景等、多方面にわたり甚大な被害を受けたものの、生活・生業を重視した現地再建や安心・安全を重視した高台移転等の震災復興事業を強力に推進し、まちは立ち直りつつあります。さらに、住民の安全を確保する避難所として、また、通常時における地域活動の拠点としての地区避難所を新たに整備したほか、既存の地区公民分館を含めて地域の核の形成を図っています。

広域的には、2015年（H27）5月にJR仙石線の全線復旧とともに、JR仙石東北ラインが開業したほか、現在は、(主)塩釜七ヶ浜多賀城線（県道58号線）と接続する(主)仙台塩釜線（(都)八幡築港線）の整備が進んでいます。

目指す将来都市構造は…

将来都市構造は、地形的特性やこれまでのまちづくりの経緯、周辺都市との機能分担等を踏まえつつ、さらなる人口減少・超高齢社会の到来を見据え、既存ストック※の活用を前提として以下のように設定します。



将来都市構造

拠点

- 中心拠点
- 地域拠点施設

★役場や地区避難所・地区公民分館等を拠点として配置・整備し、生活利便性の向上、地域コミュニティの維持・再生を図ります。

軸

- 都市内連携軸
- 都市間連携軸

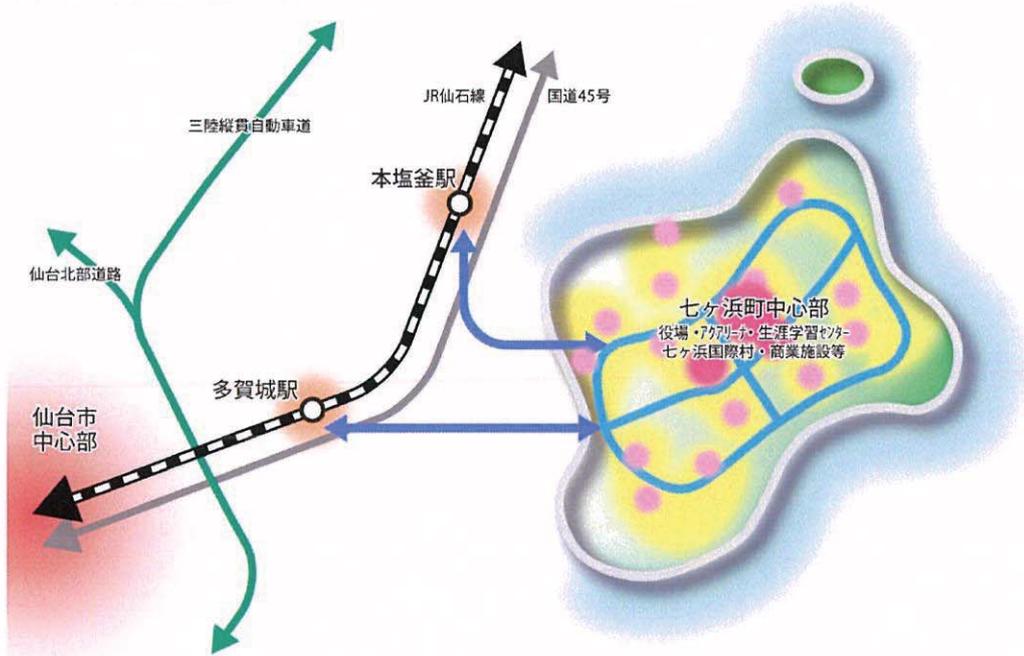
★中心拠点と地域拠点を結び、町内連携を促進するネットワークの構築及び公共交通を中心として本町と周辺都市の機能を結ぶネットワークの構築を図ります。

ゾーニング

- 居住ゾーン
- 環境ゾーン
- 海洋ゾーン

★現在の地形を大きく改変することなく、海とのつながりを大切にした風土・景観を守りつつ、既成市街地・住宅団地・既存集落・産業地・移転元地等の特性に合わせた土地利用の誘導と都市基盤の活用を図ります。

【将来都市構造の概念図】



既存ストック…まちづくりにおいては、整備により蓄積された都市基盤や建物等を指す。

2-4 分野別の方針

まちづくりの目標を踏まえ、将来都市構造を実現するために、5つの分野の視点から、具体的な施策・事業の土台となる方針を整理します。

まちづくりの目標

- ★七ヶ浜ならではの恵まれた自然と調和した潤いのある都市環境の形成
- ★協働の取組の推進による「ひと」と「ひと」のきずなを深める地域環境の形成
- ★周辺都市との連携・機能分担の下で安全・快適に暮らすことのできる都市空間の形成

目指す将来都市構造

- ★生活利便性の向上、地域コミュニティの維持・再生を図る拠点の配置・形成
- ★町内連携の促進、本町と周辺都市の機能を結ぶネットワークの構築
- ★風土・景観を守りつつ、特性に合わせた土地利用の誘導・都市基盤の整備

分野別の方針(個別・具体の施策や事業の土台)

土地利用 の方針	交通体系 の方針	都市機能 の方針	都市防災 の方針	環境保全・景観 の方針
○住居、商業・業務、工業・港湾、農業、自然保全、海浜エリアの配置方針及び各エリアの整備・保全の方針	○幹線道路・生活道路等の整備・保全の方針 ○公共交通網の充実に向けた方針	○公園・緑地、上・下水道等の都市施設の整備・保全の方針 ○商業や医療等の生活サービス施設の維持・誘導の方針	○防災施設や避難施設等の整備・保全の方針 ○防災計画や防災体制等のソフトを含めた対策の方針	○市街地・集落地及び自然地それぞれの環境形成・保全及び景観形成の方針

個別・具体の施策や事業の実施

1 土地利用の方針

現状は…

- ❖ 本町の用途地域は、住居専用系及び工業系の指定面積が大きな割合を占めており、仙台都市圏における住宅地機能、仙台塩釜港を構成するまちとしての性格が表れた指定となっています。特に、1970年代から開発が進められてきた汐見台団地は、仙台都市圏における「住」機能の一翼を担っています。
- ❖ 旧来からの7つの浜や一団の農地は市街化調整区域となっているほか、沿岸部は特別名勝松島に指定され、良好な自然環境・景観が保全されています。
- ❖ 漁村集落を中心に進めてきた震災復興事業は完了しつつありますが、住宅の集団移転に伴う移転元地の発生、災害危険区域の指定等、震災前後で土地利用の現状や規制に大きな変化が生じています。

主な課題は…

- ❖ 行政区域面積が東北地方最小の本町では、限られた土地の有効活用が必要です。特に、工業系の用途地域では、長期にわたって土地利用が進展しておらず、山林や空地が残るエリアがある一方で、市街化調整区域[※]には、市街化区域[※]に囲まれた交通利便性の高い地区もあることから、周辺の状況も踏まえた計画的な市街地形成について検討が必要です。
- ❖ 新たな市街地形成や土地利用の転換にあたっては、特別名勝松島をはじめ、漁村集落やマリンレジャースポット等の七ヶ浜ならではの恵まれた自然環境・地域産業との調和が必要です。
- ❖ 人口減少に伴い発生する空地や空家、震災復興事業に伴う住宅等の移転元地の活用は住民の関心も高く、地域活力の維持・向上に資するよう、維持管理費も見極めながら時代の変化に応じた利活用が必要です。

今後のまちづくりでは…

- ❖ さらなる人口減少が見込まれる本町では、現在のまとまった市街地構造や海とのつながりで育まれてきた風土を損なうことがないよう、開発・建築に対する適正な規制・誘導を図り、計画的な土地利用を推進します。
- ❖ 三方を海に囲まれた起伏の変化に富んだ地形、特別名勝松島の指定を受ける海岸線等の独特な自然環境は、潤いのある都市環境を創出する貴重な資源として保全に努めます。
- ❖ 震災復興事業の施行地区や住宅等の移転元地は、周辺の自然環境や景観、歴史・風土との調和を図り、本町の復興、さらなる発展に寄与する土地利用を推進します。



市街化区域・市街化調整区域…都市計画法に基づく区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域という。

- 被災市街地復興土地区画整理事業^{*}や防災集団移転促進事業^{*}等の震災復興事業が施行された地区では、新たに整備された都市基盤や統一的なまち並みを活かし、安心して快適に暮らせる居住環境の維持を図ります。
- 被災市街地復興土地区画整理事業区域内や幹線道路の沿道等における未利用地は、生活サービス施設の誘導検討エリアとして商店等の地域の日常生活を支える施設についても誘導を図ります。
- 湊浜地区の(主)塩釜七ヶ浜多賀城線(県道58号線)の沿道は、市街化区域に囲まれた交通利便性の高い地区であることから、土地利用増進地区と位置づけ、周辺の土地利用を踏まえた計画的な市街地形成について検討します。

商業・業務エリア

【対象】

- 商業系市街地(市街化区域)、七ヶ浜町役場周辺の公共施設の集積する地区、被災市街地復興土地区画整理事業区域内において、商業・業務地と位置づける地区

【方針】

- 商業系市街地には、日常生活に欠かすことのできない商業・医療・金融施設等が立地しており、今後もその機能の維持を図ります。
- 役場周辺のアクアリーナをはじめとしたスポーツ施設、七ヶ浜国際村等の公共施設が集積する拠点性の高い地区は、スポーツ・文化活動や住民・来訪者の交流を促進する本町の中心部としての土地利用を維持するとともに、周辺の尾根や斜面緑地の保全、沿道の修景により一体感のある空間形成を図ります。
- 被災市街地復興土地区画整理事業区域内における商業・業務地は、地場産業である農業・漁業の関連施設や地域生活を支える店舗等の立地誘導を図ります。



被災市街地復興土地区画整理事業…大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進するために定められる被災市街地復興推進地域で施行される土地区画整理事業。本町では、震災復興事業として4地区で施行している。

防災集団移転促進事業…被災地のうち、居住に適さない区域にある住居の集団的な移転を促す事業。本町では、震災復興事業として5地区で施行している。

工業・港湾エリア

【対象】

○工業系市街地（市街化区域）、仙台塩釜港港湾計画の対象地区等

【方針】

○湊浜地区の工業系市街地は仙台塩釜港仙台港区※の一角を、境山地区、遠山地区、要害・御林地区の工業系市街地及び代ヶ崎浜地区の火力発電施設は仙台塩釜港塩釜港区※の一角をなしており、それぞれ東北地方唯一の国際拠点港湾※としての機能を発揮するため、関係機関と連携し、港湾計画に基づいた土地利用を推進します。

○境山地区及び遠山地区の工業系市街地で仙台塩釜港塩釜港区以外の地区は、一部に住居系市街地の形成がみられるほか、未利用地も多く残ることから、土地利用検討地区と位置づけ、港湾計画における土地利用方針とも調整を図りつつ、工業系市街地としての土地利用の増進、または、新たな土地利用への転換等について検討します。なお、工業系市街地としての土地利用の増進を図る場合には、関係機関と協議し、新たな道路・橋梁整備の必要性についても検討します。

農業エリア

【対象】

○農業振興地域、農用地区域、一団の農地

【方針】

○農地及びため池や排水路・揚排水機場等の農業用施設は東日本大震災による津波被害から復旧するとともに、中・大区画化や暗渠排水の強化等により営農が再開され、今後も農地の集積・集約等による営農の効率化による持続可能な農業の推進を図ります。

○農地・農業用施設の復旧・復興や震災復興事業による土地利用の変化等を踏まえ、今後の農業施策を計画的に推進するため、農業振興地域整備計画の見直しを図ります。



仙台塩釜港 仙台港区／塩釜港区…仙台塩釜港は、仙台・塩釜・松島・石巻の4つの港区からなる。本町は、4つの港区のうち、仙台港区・塩釜港区のそれぞれ一部を形成している。
国際拠点港湾…国際海上貨物輸送網の拠点として港湾法で定められた港湾。全国で18港が指定されている。

自然環境エリア

【対象】

○保安林・地域森林計画対象民有林※、丘陵部の尾根及び斜面緑地等

【方針】

○多間山や葦山、御殿山（花淵浜）、大木田貝塚を中心として広がる山林や丘陵部の斜面緑地等は、本町の地形を特徴づける景観を形成するとともに、町土の保全機能（保水機能や砂防機能）、動植物の生息の場等の多面的な機能を有していることから、開発を抑制し適切な保全を図ります。

○開発や建築を行う場合には、代替の緑地の確保に努めるとともに、緑の連続性・一体性が失われることがないよう色彩や意匠・形態等に配慮します。

海浜エリア

【対象】

○特別名勝松島の指定地（他のエリアと重複あり）

【方針】

★花淵浜地区の被災市街地復興土地区画整理事業区域内の商業産業拠点（うみさと楽座）では、特別名勝松島を望む新たな賑わいの拠点として、働く・泊まる・買う・食べる等の多様な機能の導入により賑わいの創出を図ります。また、ハード整備を活かした海浜公園・釣り公園等としての利用促進やヨット・観光船等の導入を含めた観光企画・イベント等の誘致を検討します。

★沿岸部において津波浸水の被害を受け、住宅等の移転元地となった地区は、引き続き、地域住民や国・宮城県との協議・調整を進めながら、立地条件を踏まえ、水産業や公園・マリンレジャーといった海を活かした機能を中心に誘導を検討します。

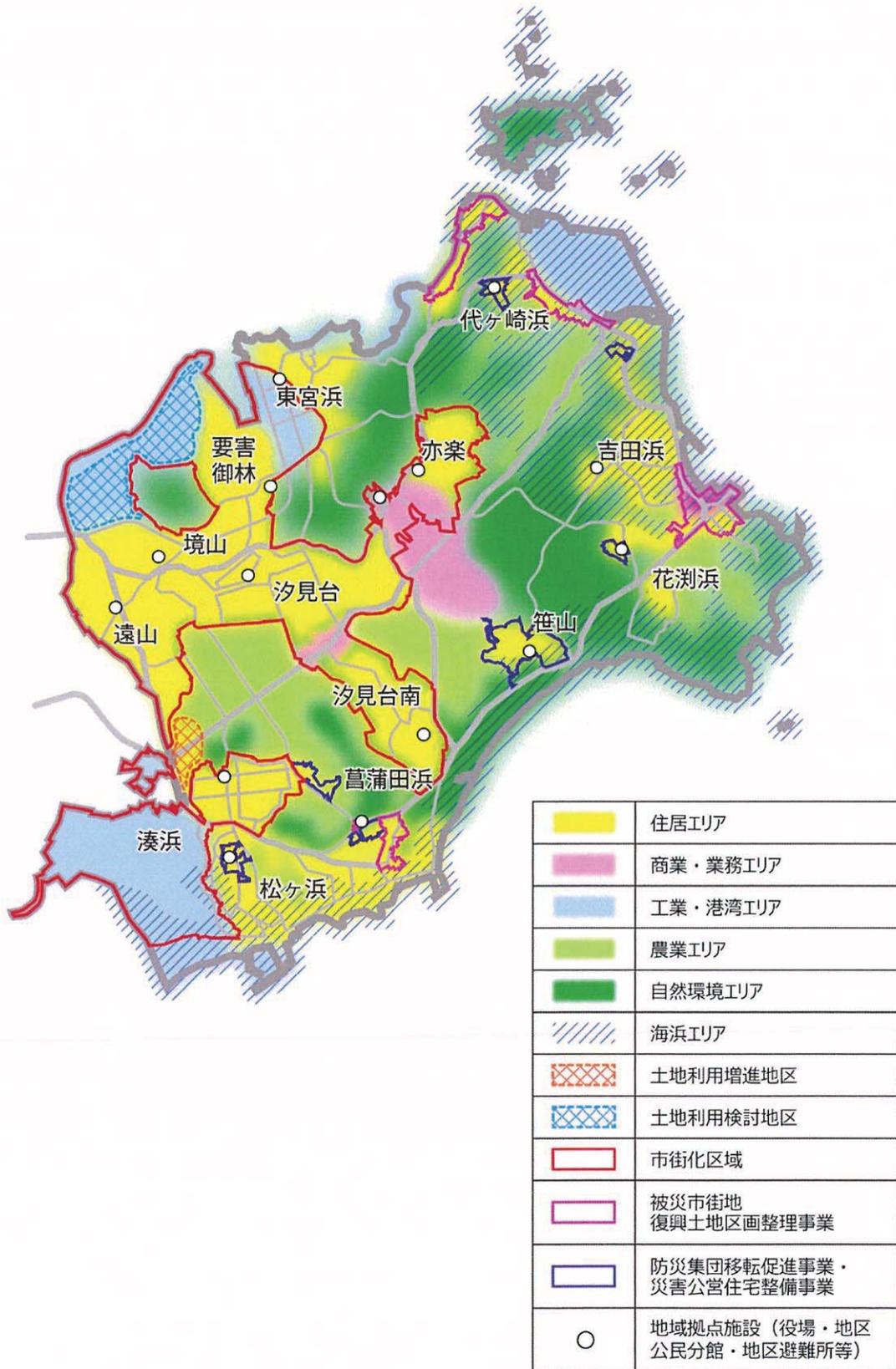
○特別名勝松島のエリアには、商業産業拠点（うみさと楽座）やマリンレジャースポットのみならず、松島四大観の多間山、御殿崎や鼻節神社等の歴史文化資源が分布しているほか、大東館跡地が町有地として残ることから、これらの資源を結ぶ一体の観光・交流軸となるような移転元地の活用を図ります。

○沿岸部の津波防災緑地は、後背地の住宅を守る機能として、特別名勝松島や海岸線、丘陵地の斜面緑地等の自然景観に配慮しつつ、適切に維持管理を図ります。



保安林・地域森林計画対象民有林…保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林。地域森林計画対象民有林は、都道府県知事が定める地域森林計画の対象とする民有林。伐採や開発に際して手続きを要する。

□土地利用の方針図



2 交通体系の方針

現状は…

- ❖ 本町では、町内を一周する(主)塩釜七ヶ浜多賀城線(県道58号線)を中心として町道の整備を進めており、広域的には国道45号や三陸自動車道等の広域幹線道路につながるように道路網が形成されています。
- ❖ 一団の計画的開発地や震災復興事業の施行地区では、歩行者と自動車の分離や街路灯の整備がなされていますが、それ以外の一部地域には、道路整備が必要な区間も残っています。
- ❖ 町内には鉄道及び鉄道駅がないことから、バス交通が基幹的公共交通となっています。バス交通については、ミヤコーバス、多賀城市との共同運行であるユーアイバスのほか、2009年(H21)8月から七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の運行を開始しており、利用者は年々増加しています。

主な課題は…

- ❖ 松島湾に突き出るような半島状の地形である本町では、(主)塩釜七ヶ浜多賀城線(県道58号線)以外に仙台・多賀城方面への主要なアクセス道路がないため、交通混雑の解消や大規模災害時における交通ネットワークの多重化について検討が必要です。
- ❖ 住民意見として、歩行者環境の改善を望む声も多く、安全・快適なまちづくりに向けて、歩道・ガードレールの整備、街路灯の整備・充実等を図る取組が必要です。
- ❖ 七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の利用者は増加傾向であるものの、依然として公共交通の不便さを指摘する住民意見が多いほか、高齢社会を迎えるなかで自動車を運転できなくなった場合の生活を不安視する意見も多くなっています。町内には立地していない鉄道や大型商業施設・病院等を利用しやすいように、周辺都市とのネットワークも考慮した公共交通網の検討が必要です。

今後のまちづくりでは…

- ❖ ヒト・モノの流れを支える幹線である(主)塩釜七ヶ浜多賀城線(県道58号線)を中心として、町内の自動車交通を支える幹線道路ネットワークの形成を推進します。
- ❖ 子どもや高齢者等、誰もが安全・快適に利用できる道路環境の整備を推進します。
- ❖ 町内に鉄道のない本町では、バス交通が基幹的公共交通であり、近隣市に立地する生活サービス施設へのアクセス性向上に向けて、公共交通ネットワークの充実を推進します。

その他の生活道路

【対象】

- 上記以外の町道等

【方針】

- 幹線道路・補助幹線道路を補完する路線として、未整備区間の整備を推進します。
- 土地区画整理事業等の一団の計画的開発地以外で、宅地化が進行しているエリアを道路環境改善エリアと位置づけ、周辺の建物状況や通学路の指定状況を踏まえつつ、交通事故危険箇所の解消を図ります。
- 新たな幹線道路等の整備に伴い、交通環境の変化が想定される場合は、交通事故危険箇所の把握に努め、交通安全施設の整備を図ります。
- 汐見台団地の道路基盤は、良好なストックとして計画的に維持管理するとともに、地域住民との協働の取組による沿道環境の維持・向上を図ります。

公共交通

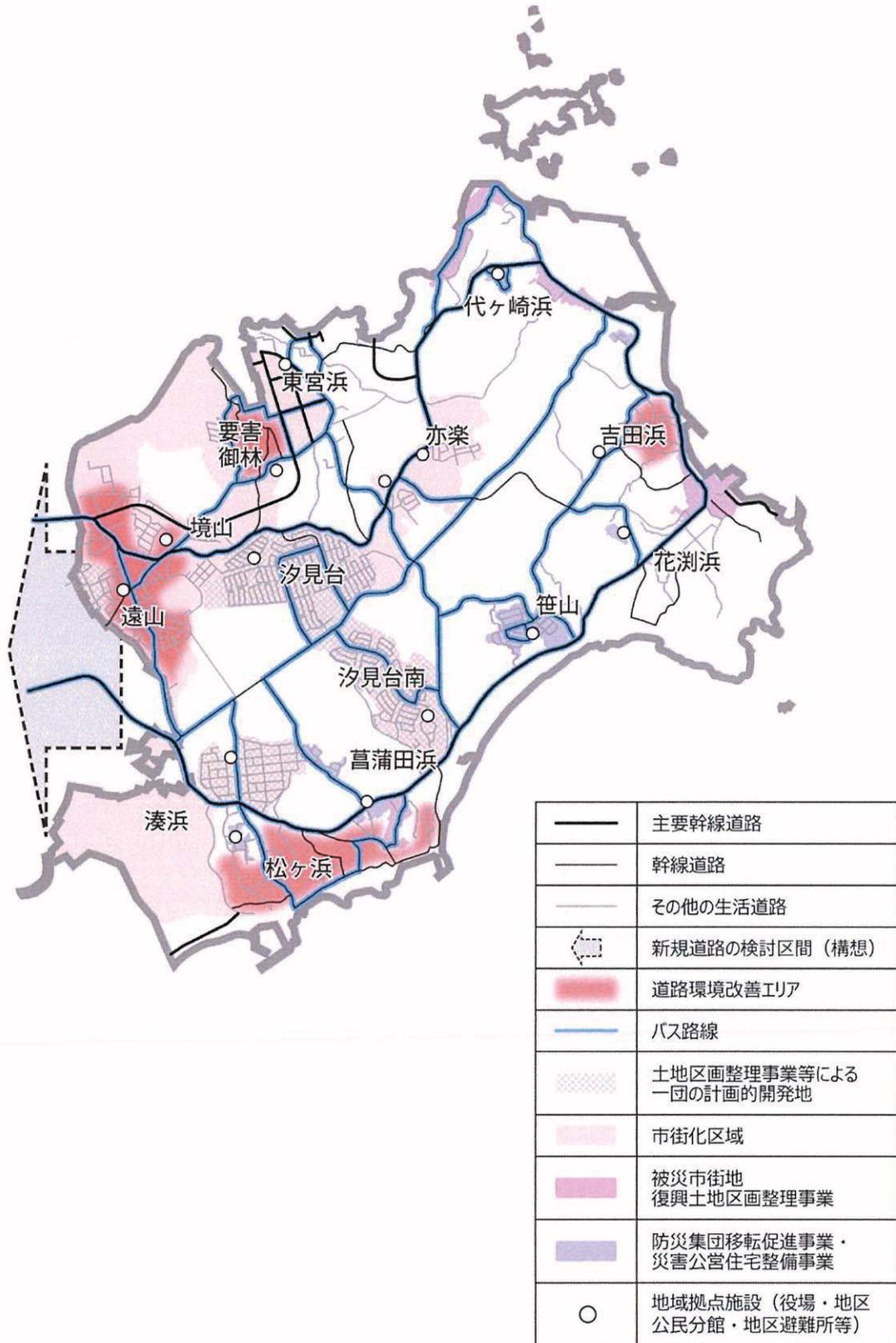
【対象】

- セヶ浜町民バス「ぐるりんこ」、多賀城東部線（ユアイバス）、汐見台団地線

【方針】

- ★セヶ浜町民バス「ぐるりんこ」は、町内各地のみならず、仙台市・塩竈市・多賀城市等の近隣市と本町を結ぶ基幹的公共交通として、人口動向や利用者のニーズを踏まえつつ、サービス水準の維持・向上を図ります。また、花淵浜地区の「うみさと楽座」において整備したバス停を活用し、観光の利便性向上を図ります。
- 多賀城東部線及び汐見台団地線は、本町と多賀城市のJR多賀城駅・JR国府多賀城駅とを結ぶ広域的なネットワークとして、その維持を図ります。

□交通体系の方針図



3 都市機能の方針

現状は…

- ❖ 本町では、従来よりスポーツ施設やマリンレジャー施設が充実しているほか、公園・緑地や水道・下水道等の都市基盤は概ね整備済みとなっており、震災後には、地区公民分館や地区避難所の整備を進めてきました。こうしたなか、都市計画公園については、震災復興事業として津津波防災緑地や地区広場・街区公園の整備を進めたことで面積が大きく増加しましたが、あわせて維持管理費も増加しています。
- ❖ 公共施設や民間の商業・医療・福祉等の生活サービス施設は、概ね人口分布に応じて立地していますが、町内には総合病院、大型店・専門店等の大規模施設・高度施設がないため、これらは仙台市・多賀城市等の周辺都市の利用が多くなっています。

主な課題は…

- ❖ 財政的な制約条件の下では、既存ストックの効率的な維持管理のほか、極力、追加費用をかけずに便益を増加させる工夫が求められています。本町においては、身近な公共施設のみならず、アクアリーナやセヶ浜国際村、スポーツ施設、マリンレジャー施設等の広域的な利用が見込まれる施設も充実していることから、交流イベント・スポーツイベント等のソフト面の充実により、町内外の交流を促進するような使い方の展開が必要です。
- ❖ 町西部の地区では、町内の施設のほか、周辺都市の生活サービス施設も比較的利用しやすい状況ですが、町東部の地区では周辺都市から遠方に位置するため、身近な生活圏における生活サービス施設の確保が必要です。

今後のまちづくりでは…

- ❖ 既存ストックは、老朽化の程度や今後の厳しい財政の見通しを踏まえ、適切な維持管理や計画的な長寿命化による有効活用を図るとともに、住民・事業者との協働での管理を推進します。
- ❖ 限られた町土のなかで安全・快適な暮らしを確保するため、周辺都市との連携・機能分担の下、地形条件や人口動向に応じて日常生活に必要な生活サービス施設を計画的に配置・整備します。

公園・緑地

【対象】

○都市公園・緑地（津波防災緑地を含む）、児童遊園*

【方針】

★既存の都市公園や津波防災緑地等の緑は、アドプト制度*をはじめとする協働の取組により育て、良好な状態の維持を図ります。

★移転元地については、従来型の公園・緑地にとられず、マリンスポーツやニュースポーツを楽しめるような公園・レクリエーションの場としての活用を検討します。

○都市公園は、地域コミュニティを形成する施設として、また、身近な緑として、ニーズを踏まえた積極的な整備及び維持管理を図ります。

○津波防災緑地は、津波被害を軽減させるための重要な防災・減災機能として、また、通常時には都市環境に潤いをもたらす緑の機能として、適切な維持管理を図ります。

○児童遊園や児童公園は、計画的な遊具の点検・修繕を図ります。

○住民・事業者・行政が一体となって、花と緑のまちづくりに向け、町内の緑化に努めます。

水道・下水道

【対象】

○水道・公共下水道

【方針】

○水道は、サービスの持続と事業経営の健全化を両立し、安全な水の安定した供給を図ります。

○衛生的で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全のため、下水道施設の維持整備を図ります。

○既存の水道・下水道施設は、ライフサイクルコスト*の最小化に向けた長寿命化対策を計画的に推進します。

○水洗トイレを使用していない家庭については、水洗化の促進に努めます。



児童遊園…児童福祉法に規定される施設の一つで、児童の健康増進、情緒を豊かにすることを目的に、安全・健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。いわゆる公園。

アドプト制度…アドプトとは養子縁組をするという意味で、公園や道路等の公共施設について、行政と企業・住民団体等が協定を結び、協定に基づき行政が整備した公共施設を企業・住民団体等がボランティアで維持管理する制度。

ライフサイクルコスト…建物や都市基盤の計画・設計から整備、点検・保守、修繕、解体等までに至る過程（ライフサイクル）で要する全ての費用（コスト）。

墓地

【対象】

- 公園墓地「蓮沼苑」

【方針】

- 公園墓地「蓮沼苑」の適切な運営・維持管理を図ります。

災害公営住宅※

【対象】

- 災害公営住宅整備事業による公営住宅

【方針】

- 「七ヶ浜町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改善を図ります。
- 居住者の生活再建や人口動向等を踏まえた中長期的な需要予測の下、余剰が多くなる場合には適正な管理戸数への再編、住民の住宅セーフティネット（一般公営住宅）としての活用等を検討します。

その他の公共施設等

【対象】

- 地区公民分館・地区避難所、生涯学習センター、アクアリーナ、七ヶ浜国際村、スポーツ施設、マリンレジャー施設等

【方針】

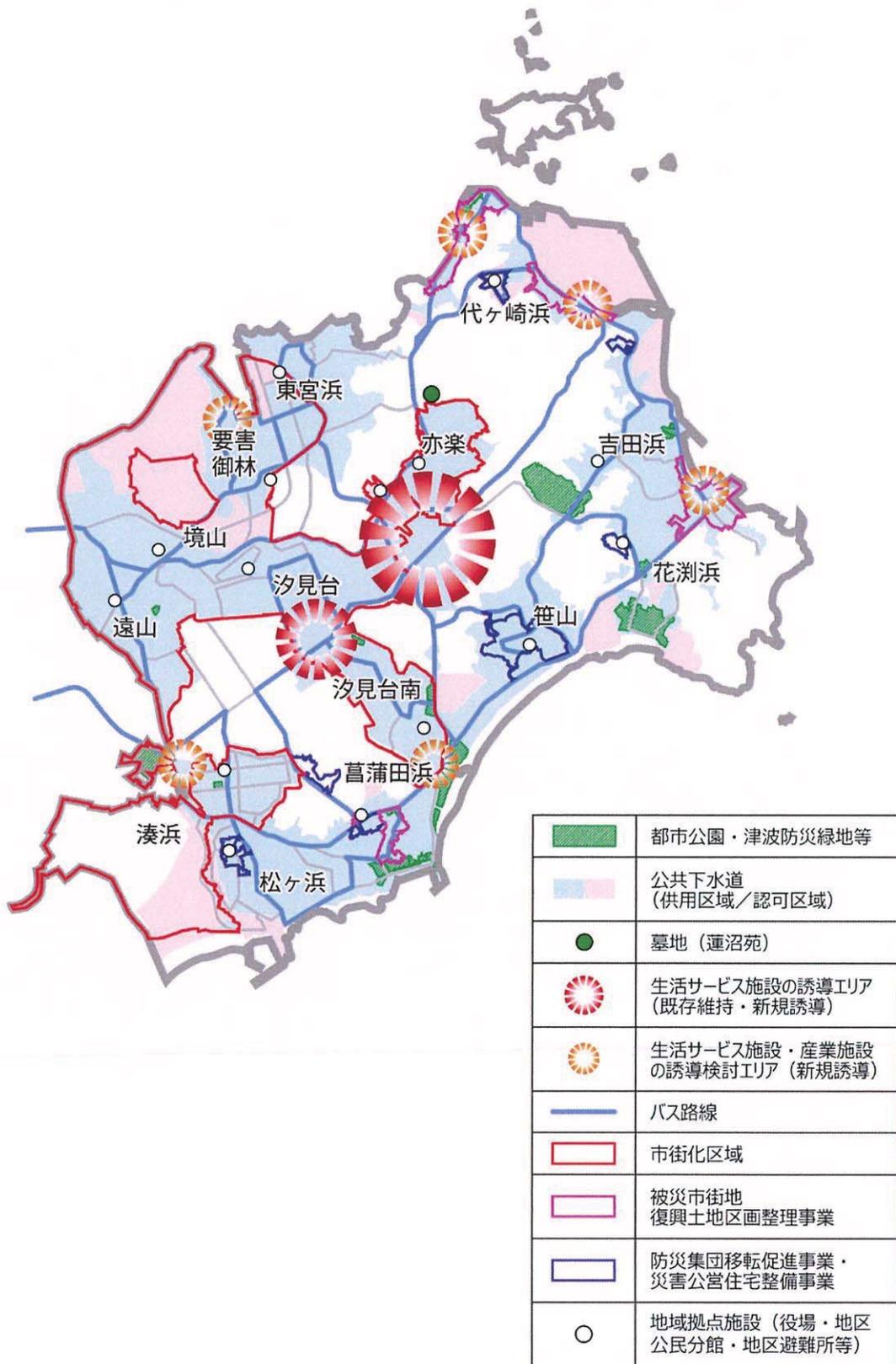
- ★アクアリーナ、七ヶ浜国際村、スポーツ施設、マリンレジャー施設等を活かし、広域的な誘客を図るイベントの開催や誘致を推進します。
- 公共施設を核とする各地域が主体となった地域コミュニティの醸成や地域の活性化に資する事業を補助することで、住民主体のまちづくり活動を促進します。
- 民間活力を活かした既存施設の維持管理・運営・活用（PPP/PFI※）について検討します。



災害公営住宅…災害により住宅を失い、自ら住宅を再建することが困難な世帯に対して、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅。本町においては、震災復興事業として5地区で整備している。

PPP/PFI…PPP (Public Private Partnership: パブリック・プライベート・パートナーシップ) は、公共主体と民間が連携して公共サービスを提供する手法を幅広く捉えた概念。PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) は、公共施設等の建設や維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法でPPPの一つ。

□都市機能の配置方針図



4 都市防災の方針

現状は…

- ❖ 町域の36.4%が津波浸水の被害を受け、100名以上が犠牲となった東日本大震災以降、本町では住民・事業者と一丸となって被災者の生活再建、都市基盤の復旧に向けた各種震災復興事業を推進しており、現在までに概ね完了しつつあります。
- ❖ 本町においては、地震及びそれに伴う津波に対する防災・減災事業を中心に進めてきましたが、この間、全国的には前例のない豪雨や大型台風等の大規模風水害が多発しています。直近では、本町での風水害の被害はないものの、過去には集中豪雨や台風による災害履歴があります。

主な課題は…

- ❖ 震災復興事業の着実な完了を目指すとともに、東日本大震災以降に進めてきたハード整備の効果を活かす、または補完するソフト対策の充実により、災害時に発生し得る被害を最小化するための取組が必要です。
- ❖ 地震及びそれに伴う津波対策のみならず、近年の大規模風水害を受けた災害関連法令の改正や被災都市における教訓を踏まえ、風水害についても現在の対応状況を再確認し、必要な施策を講じる必要があります。

今後のまちづくりでは…

- ❖ 東日本大震災を教訓として、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方の下、ハード・ソフト対策を総動員した減災対策を推進します。
- ❖ 水害についても、近年全国的に頻発する豪雨災害を踏まえ、東日本大震災により被災した雨水排水施設の早期復旧及び現行計画の見直しを含めた総合的な治水対策を検討します。

ソフト対策

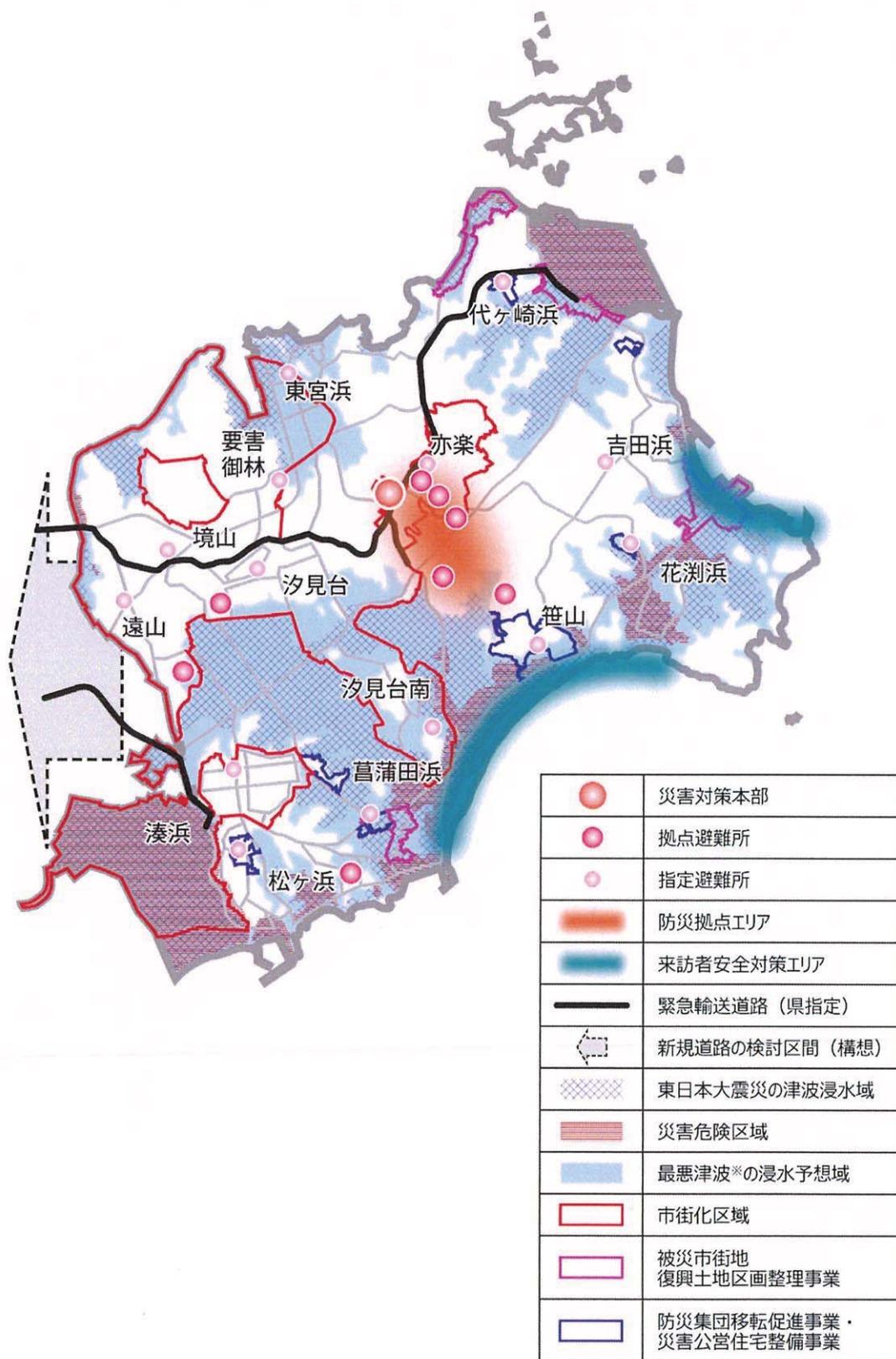
【対象】

○住民、事業者、団体、行政等の本町の関係者

【方針】

- ★住民一人ひとりや地域における取組である自助・共助を促進し、住民参加型のまちづくり活動を通じた地域コミュニティの構築・強化を図ります。
- ★多くの観光客が訪れる菖蒲田浜や花淵浜の沿岸を来訪者安全対策エリアと位置づけ、来訪者のパニックを回避し、速やかな避難誘導を図るための対応を検討します。
- 津波ハザードマップやセヶ浜町避難計画の周知を徹底し、円滑な避難の実現を目指します。特に、御林地区等の震災後に宅地分譲が進む地区においては、災害危険性や避難所等の防災情報の周知徹底を図ります。
- 住民、自主防災組織、ボランティア組織等と行政が一体となった防災訓練を定期的を実施し、全町的に減災体制の強化を図ります。また、防災訓練等を通じて、地区における防災計画や避難計画の策定を促進します。
- 半島状の地形をなす本町で最も奥に位置する吉田浜地区や代ヶ崎浜地区では、ライフラインの断線等による孤立・復旧の遅れに対応するため、ハード対策を補完するソフト対策の充実を図ります。
- 仙台塩釜港（仙台港区及び塩釜港区）の企業の社員等への対応も視野に入れた避難誘導施設や誘導體制の構築、企業と協力した防災・減災対策を検討します。

□都市防災の方針図



最悪津波…東日本大震災による津波被害を受けて内閣府中央防災会議の専門調査委員会が示した最大クラスの津波で、東日本大震災と同様の地盤沈下に加え、満潮時に発生した場合の津波。

5 環境保全・景観の方針

現状は…

- ❖ 本町では、戦後の近代都市化や震災後の復旧・復興期の大型事業が進められるなかにおいても、特別名勝松島の一角を成すまちとして、また、海との密接な関わりのなかで発展してきたまちとして、自然環境・景観への配慮を重視してきました。その結果、今日まで海と一体となった自然環境が引き継がれているほか、市街地においても統一的なまち並みが形成されています。
- ❖ 住民意見では、住宅地としての静けさや雰囲気、緑地・海岸等の自然の豊かさの満足度が高く、「しちがはまクリーンサポートプログラム事業」「花と緑のまちづくり推進事業」等の住民との協働または住民が主体となった環境美化・景観形成の取組が実践されています。また、震災後は、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区において、地区計画*や建築協定*の導入による地域のまちづくりのルール化が進んでいます。

主な課題は…

- ❖ 今後とも豊かな自然環境や景観、雰囲気のある市街地を保全していくためには、「しちがはまクリーンサポートプログラム事業」「花と緑のまちづくり推進事業」等の住民参画による取組が不可欠です。こうしたまちづくりへの参加者を一人でも多くするため「参画」「協働」の意識の醸成及び取組の実践を促進することが必要です。
- ❖ 行政においては、公共事業として整備する施設は、環境保全や景観形成を先導するデザインとするとともに、「参画」「協働」の機運を高める住民との連携事業やイベントの実施といった仕掛けづくりが必要です。

今後のまちづくりでは…

- ❖ 本町が有する豊かな自然環境や風光明媚な景観は、仙台都市圏における観光地として守るべき貴重な資源であり、また、住宅地としてのセールスポイントでもあることから、積極的に保全するとともに、海・まち・丘陵地の連続的な景観形成を推進します。
- ❖ 全町的に自然環境・景観の価値を高めていくため、歴史・風土と調和した開発や建築のルール化や住民との協働による修景の取組を促進します。



地区計画…都市計画法に規定される制度で、住民の合意に基づき、建築物の用途や形態・意匠の制限、道路・公園の配置等を詳細に定め、地区特性に応じたまちづくりを誘導するための計画。

建築協定…建築基準法に規定される制度で、住民の合意に基づき、建築物の敷地や位置、構造、用途、意匠等についての協定を結ぶ制度。

【対象】

○市街地、既存集落及び震災復興事業の施行地区周辺に広がる自然
地・農地、大木囲貝塚

【方針】

★恵まれた自然環境をまちづくりに活かすため、農業地域や森林地
域、自然公園地域等の法令を遵守するとともに、住民との協働に
よる清掃活動、自然保全活動の促進を図ります。

○一団のまとまりのある尾根系緑地は、周辺の谷戸系緑地と一体と
なって変化に富んだ地形により本町特有の景観を形成するとと
もに自然生態系を構築していることから、その保全を図ります。

○自然環境の保全活動は、温室効果ガスであるCO₂の吸収・固定機能、
水源涵養・水質浄化機能、木質バイオマスの熱や電気への有効活
用等、SDGsの達成にも大きく寄与することから、従来以上に健全
な自然環境保全を図ります。

○海岸防災林や津波防災緑地は、特別名勝松島につながる海浜景観
の構成要素として、また、後背地の住宅を守る機能として、その
保全を図ります。

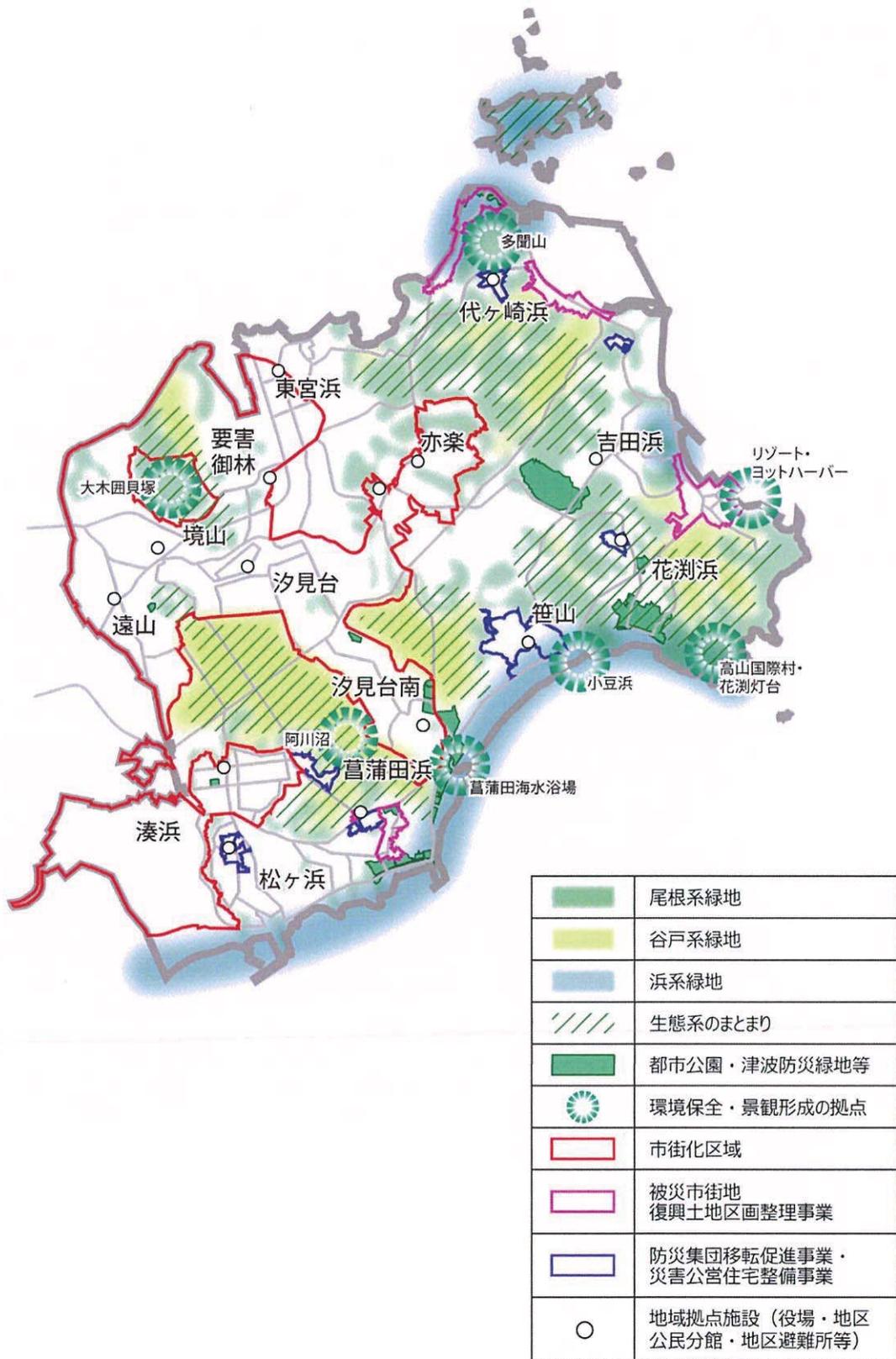
○本町は40ヶ所以上に遺跡が分布する歴史・文化のまちとして、埋
蔵文化財の保護に努めます。

○大木囲貝塚は、東北地方における縄文土器の標式遺跡[※]のひとつ
であり国の史跡指定を受ける全国最大規模の貝塚であるほか、桜
の名所でもあることから、その価値・魅力を広く発信し、多くの
人が訪れる歴史・文化資源・観光資源として活用を図ります。



標式遺跡…ある型式、年代、文化期等の標準となる遺跡。標準遺跡ともいう。

□ 環境保全・景観形成の方針図





第3章

実現化方針

第3章 実現化方針

3-1 住民参画・協働の方針

七ヶ浜町都市MPは、本町の将来都市像を明確とし、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を果たします。特に、将来都市像の実現に向けては、まちづくりに関わるすべての関係者が協力し、それぞれの特徴を活かしながら具体的な参画・協働の取組を拡大していくことが大切です。

従来は、行政が主体となってまち全体の観点から土地利用や建築物の誘導・規制を図りつつ、道路や公園、公共施設の整備等のハード事業を推進してきました。しかし、今後は、地域ごとの強みや課題を踏まえ、計画・ルールづくりの段階からまちづくり活動の展開も見据え、行政と住民・事業者が一丸となってまちづくりを進めていくことが重要といえます。

2011年（H23）3月11日、本町は東日本大震災という前例のない大規模災害に見舞われました。しかし、復旧・復興に向けた計画の立案に始まり、具体的な事業計画やまちづくりルールの策定、事業施行の各段階において住民・事業者と行政が共に考え、行動してきたことによって今日までに多くの事業は完了を迎えています。こうした取組こそ「参画・協働のまちづくり」であり、震災を経験したことによって本町ではその素地が形成されています。さらに、震災後には従来からの「しちがはまクリーンサポートプログラム事業」「花と緑のまちづくり推進事業」等に加え、各地区に町内連携推進組織が設置され、地域に必要な取組を地域主体で行うまちづくり活動が活発になっています。

一方、全国の地方都市においては、人口減少・高齢化によるまちづくり・地域づくりの担い手不足という課題に対し、定住人口・交流人口とは異なる、地域と多様に関わる者としての「関係人口」に着目し、地域外からの新しい入り口を増やすことで地域外の人材が地域づくりの担い手となる取組にも注目が集まっています。

行政においては、まちづくりに関する情報の提供・共有、まちづくりの課題や提案を受ける広報・広聴機会の充実等を図りつつ、現にまちづくり活動に参加いただいている方々の協力も得ながら地域コミュニティ・地域社会の一員としての意識醸成に努め、参画・協働のまちづくりを促進していきます。また、新たな観点でまちづくり・地域づくりの担い手として期待される関係人口についても、その拡大に向けた調査・検討を推進します。特に、本町では、全町を公園と見立てた『七ヶ浜ならではの個性・価値の創造』の下、様々な意見を取り入れながら風光明媚な景観、豊富で高質な水産資源、マリンレジャースポットとしての知名度等を活かしたまちづくりに向けて、住民参画・協働に取り組みます。

3-2 公共サービス水準の維持・向上の方針

本格的な人口減少社会・高齢社会を迎えた地方都市圏においては、次のようなまちづくりへの影響が懸念されています。

- 人口減少に伴う経済・産業活動の縮小による税収入の減少、その一方で進行する高齢化に伴う社会保障費の増加により、地方財政はますます厳しい状況になることが考えられます。
- 地方財政の悪化により、従来の行政サービスの水準低下や廃止、または有料化を招き、結果として住民の生活利便性の低下が懸念されます。
- 高度経済成長期に整備を進めてきた道路や上下水道、公共施設等のインフラが一斉に更新時期を迎え、老朽化対策・長寿命化対策が必要となります。

こうした情勢下においては、効率的・効果的な公共施設等の整備及び維持管理を図るとともに、新たな事業機会の創出や民間投資・アイデアの喚起による持続的な成長を実現していくことが必要であり、そのためには、民間企業の有する資金や経営・技術等のノウハウを活用していくことが重要となっています。国においては、PPP/PFIを推進することで公共事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指しており、宮城県や県下市町村でも事業手法の一つとして検討・導入が進んでいます。

本町においては、震災復興事業により町道延長や津波防災緑地を含む公園・緑地面積が増加し、これに伴い維持管理費用も増加しています。そこで、2017年（H29）には「七ヶ浜町公共施設等総合管理計画」を策定し、これに基づく各種インフラの計画的な維持管理・更新に努めています。また、アクアリーナをはじめ、スポーツ施設の管理・運営については指定管理者制度[※]を運用しているところですが、今後の公共施設の整備や維持管理、更新にあたっては、指定管理者制度を含めたPPP/PFIの導入可能性及び施設の集約化について検討します。

特に、震災復興事業に伴い課題となっている移転元地の活用については、観光用地・産業用地等の大きな方向性はあるものの、具体的な土地利用・施設整備等については未定となっています。移転元地は、行政内での検討のみならず、地域住民との意見交換・協議のなかで具体的な土地利用・施設整備等について計画立案を進めていきますが、事業化に向けては財政負担を抑制しつつサービス水準の向上を図るため、PPP/PFIの導入可能性も含めて調査・検討します。



指定管理者制度…公共施設の管理・運営を民間の法人やその他の団体に委託する制度。管理・運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すもの。

3-3 広域連携の方針

広域・高速の交通網の形成や情報通信技術の急速な発達・普及等を背景として、人々の生活圏域や交流圏域は行政区域を越えて広域化しています。また、人口減少や少子高齢化への対策、地域産業の振興、観光交流の拡大等のまちづくりに関する課題に対応するためには、行政区域を越えた広域的な視点からの取組が必要となっています。国においては、2014年(H26)の地方自治法の改正により連携協約制度[※]を創設しています。連携協約制度により、単独の地方公共団体としての持続可能なまちづくりはもとより、近隣市町村と連携することで「フルセットの行政[※]」からの脱却を目指すものとしています。また、同年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、連携協約を活用した連携中枢都市圏構想[※]の推進が明確化されたところです。

本町においても広域行政は重要な政策の一つであり、塩釜地区広域行政連絡協議会（本町及び塩竈市・多賀城市・松島町・利府町の2市3町）や仙台都市圏広域行政推進協議会（2市3町のほか、仙台市等を含む6市7町1村）を通じて共通課題を協議し、効率的・効果的な行政運営や事業推進を図っているところです。

特に、本町の場合は、三方を海に囲まれた半島状の地形で東北地方最小の面積という地形的特性や財政規模等の諸条件を考慮すると、フルセットの行政は困難といえます。また、商業・医療・福祉等の民間の生活サービス施設についても、これらは一定の人口規模の上に成り立つものですが、町内のみでは人口規模が小さいため、大規模施設・高度施設の利用は周辺都市との機能分担が不可欠です。一方、本町には県下有数の海水浴場である菖蒲田海水浴場やヨット・サーフィンといったマリレジャースポット、特別名勝松島の一角をなす眺望景観等があり、豊かな自然環境を活かした余暇を楽しむ地域資源の提供が可能です。また、仙台都市圏に位置しながら美しい自然に囲まれたロケーションであり、都市・自然双方を楽しむことのできる居住環境の提供も可能です。

今後とも、仙台都市圏の市町村を中心とした連携・協力に参画し、各市町村の特性を活かした機能分担のもとで行政運営の効率化を図りつつ、それぞれの地域において人々が安心・快適な暮らしを送ることができるまちづくりを推進します。



連携協約制度…地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

フルセットの行政…一つの市町村が単独であらゆる公共施設等を整備し、保有する考え方。フルセット主義ともいう。

連携中枢都市圏構想…公共施設の管理・運営を民間の法人やその他の団体に委託する制度。管理・運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すもの。

3-4 評価・見直しの方針

今日の社会情勢は目まぐるしく変化しており、公共・民間を問わず、計画や事業は一定期間ごとに企画・規模・内容・成果等々を評価し、硬直化することなく社会動向と照らし合わせて継続・改善・廃止を柔軟に判断することが求められています。

行政機関での政策評価の動きは比較的最近であり、国においては、1997年（H9）の「行政改革会議最終報告」で評価制度の導入が提言された後、2001年（H13）に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が制定され、2002年（H14）から施行されました。こうした潮流のなか、地方公共団体においては行財政運営について数値目標を定めたPDCAサイクル[※]を確立させ、事務事業の成果を評価し、改善する取組が広がっています。

七ヶ浜町都市MPの上位計画である「七ヶ浜町長期総合計画」においても政策目標ごとに成果を評価する数値指標を設定しているほか、本町の行財政運営についても毎年度の会計決算と合わせて実施事業の内容とその成果を振り返り、事業の継続・改善・廃止を検討しています。1995年（H7）3月に策定した当初の七ヶ浜町都市MPでは成果を振り返るための数値目標を設定していませんでしたが、今回の抜本改定に合わせて設定することとします。

これらを踏まえ、七ヶ浜町都市MPでは、行政として、また、行政と住民・事業者、本町に関わりのある方々が一丸となり、東日本大震災からの復興の次のステージにおいてより良いまちづくりを進めるために、目標年次である2030年（R12）までの目標を設定します。ここで設定した目標を基に一定の期間ごと（概ね5年サイクル）で七ヶ浜町都市MPに基づく施策を検証・評価し、次の見直しへとつなげていきます。



PDCAサイクル…Plan（プラン：計画）、Do（ドゥ：実行）、Check（チェック：評価）、Action（アクション：改善）の4段階サイクルを繰り返すことで、業務を継続的に改善する手法。

目標① 住宅地としての満足度の増加

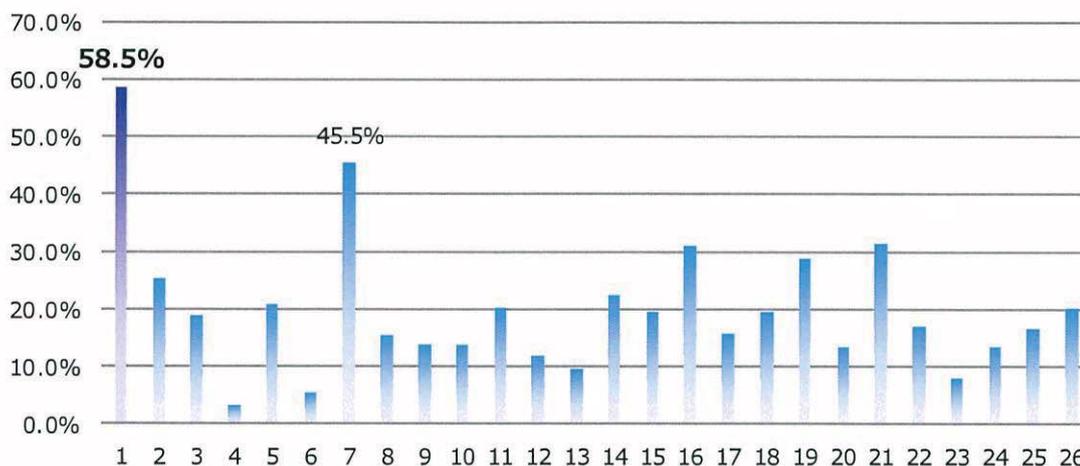
現状 **58.5%** ▶▶▶ 2030年 **70%**

住民アンケート調査における「住宅地としての静けさや雰囲気」について、「満足」「やや満足」の回答割合とする。
現状値は建設課が2018年（H30）に実施した住民アンケート調査による。

住民アンケート調査では、本町の現状（満足度）として「住宅地としての静けさや雰囲気」が最も高く、次いで「緑地・海岸などの自然の豊かさ・保全」が高い結果となりました（詳細は「住民アンケート調査」を参照）。これは、三方を海に囲まれた仙台都市圏における自然豊かな本町の特性が表れているといえます。

今後とも、本町のロケーションを活かした土地利用・住宅施策を進め、住民の皆さんが住んで良かったと思えるまちを目指します。

□現状の満足度(住民アンケート調査)



1	住宅地としての静けさや雰囲気	14	下水道などの生活排水施設の管理状況
2	町内の食料品や日用品取扱い店舗数	15	海岸・漁港・港湾施設の整備・管理状況
3	菖蒲田浜や花浜などの観光・にぎわいの状況	16	文化施設・スポーツ施設などの整備状況
4	仕事の場や雇用機会としての事業所数	17	側溝、集水桝など雨水対策施設の整備・管理
5	住宅地と工業地のすみ分け・距離感など	18	避難路(危険ブロック塀含む)・避難所の整備状況
6	空地(未利用地)・空家の利活用	19	津波防災施設(防潮堤、消波ブロック)の整備状況
7	緑地・海岸などの自然の豊かさ・保全	20	街路灯やカーブミラー設置などの整備・管理
8	地域間を結ぶ幹線道路の道路幅や路面状況	21	騒音や振動、悪臭などの公害の少なさ
9	地域生活道路の道路幅や路面状況	22	子どもを産み育てる福祉環境全般
10	歩道や通学路などの整備状況(歩道の幅含む)	23	若者が生活する環境全般
11	植栽・緑化など道路沿道の環境状況	24	高齢者が生活する福祉環境全般
12	ぐるりんこのルートや本数、運行時間などの利便性	25	町の美観状況(ゴミのポイ捨て、植栽管理など)
13	公園・子どもの遊び場などの管理状況	26	防犯・交通安全対策など安心して生活できる環境

補注：各項目の満足度は、「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」のうち、「満足」「やや満足」とする回答割合を示します。

資料：七ヶ浜町都市計画マスタープラン改定に向けたアンケート調査

目標② 商業産業拠点の土地利用割合の増加

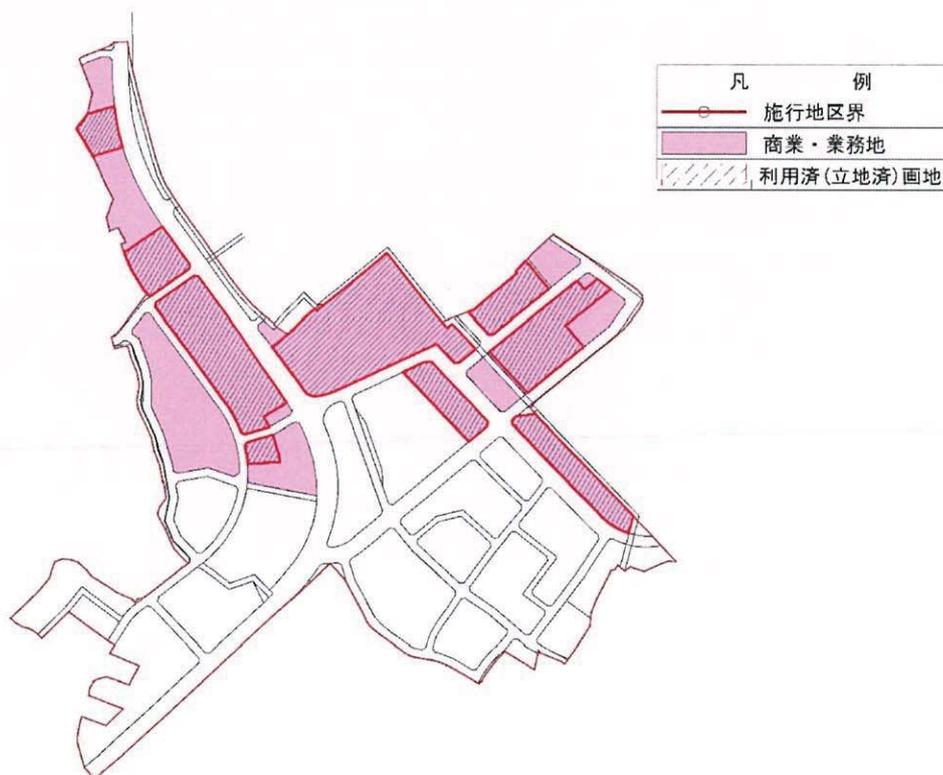


花洲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域における「商業・業務地」を対象とする。
現状値は、2019年（R元）9月現在であり、政策課資料による。

多くの震災復興事業が収束を迎え、新たな都市基盤の整備が進むなか、今後のまちづくりにおいては、この都市基盤をいかに活用していくかが重要となります。特に、花洲浜地区の被災市街地復興土地区画整理事業区域内では、住宅地の復興のみならず、商業産業拠点（うみさと楽座）の形成に向けて、地場産業である農業・漁業の関連施設の集積や観光産業の誘導による賑わいの創出や雇用機会の確保を図ることとしています。

2019年（R元）9月現在、区域内で「商業・業務地」と位置づける土地は、区画ベースで39.3%、面積ベースで66.3%の利用が進んでいますが、引き続き働く・泊まる・買う・食べる等の多様な施設の誘導を推進し、震災復興のシンボルとなる拠点の形成を目指します。

□ 商業産業拠点（花洲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内）の土地利用状況



資料：七ヶ浜町資料

目標③ 七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の年間利用者数の増加

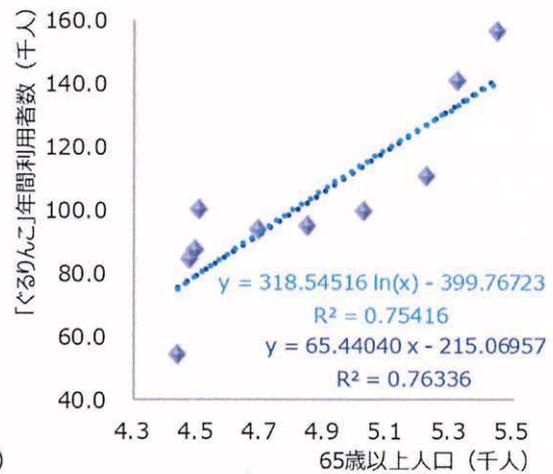
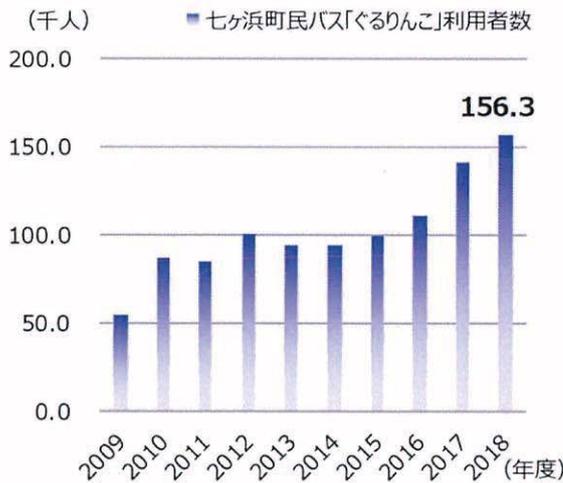
現状 **156.3**千人 ▶▶▶ 2030年 **165**千人

現状値は2018年度（H30）であり、政策課資料による。

2009年（H21）に運行を開始した七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」は、高齢者が主な利用者であり、バス停や便数の増加等もありますが、概ね高齢者人口と比例するように利用者も増加しています。今後、さらなる高齢化が見込まれるなか、全国的には高齢者ドライバーによる事故を受け、運転免許証を自主返納するケースも増えつつあり、地域公共交通の役割はさらに大きくなると考えられます。

このことから、周辺都市の鉄道駅・商業施設・医療施設等を目的地とする利用も含めた実態の把握に努め、**高齢者のみならず、誰もが使いやすい、利便性の高い交通体系の構築を目指します。**

□七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」利用者数の推移



目標④ 年間の観光入込客数の増加

現状 **471.2**千人 ▶▶▶ 2030年 **500**千人以上の維持

現状値は2017年（H29）であり、宮城県観光統計概要による。

国の成長戦略においては、人口減少下での地方施策の強化の一つとして観光立国の推進が掲げられており、観光交流人口の増大は地域経済への効果が見込まれることから、全国の地方自治体では観光開発やシティセールス・インバウンドの取込みに向けた施策が数多く展開されています。

本町は、海に囲まれた自然豊かなロケーションにあって、アクアリーナや七ヶ浜国際村、複数のマリレジャースポット等の集客力のある資源を有するほか、花淵浜地区では新たな商業産業拠点として「うみさと楽座」の整備を進めており、これらを活かすソフト事業と一体となって、多くの来訪者で賑わうまちを目指します。

□観光入込客数の推移



資料：観光統計概要（宮城県）

目標⑤ 各地区における防災訓練参加者数の増加

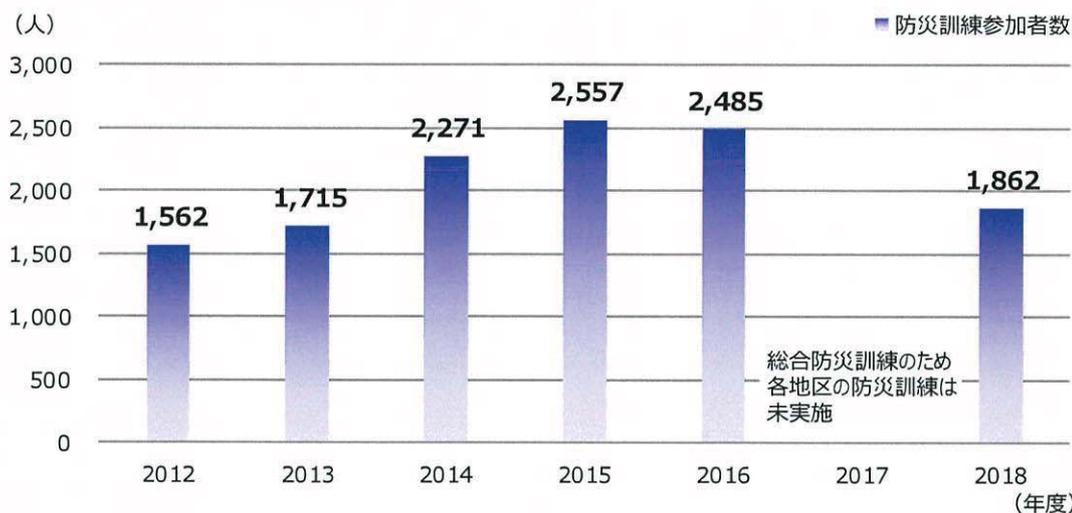
現状 **1,862人** ▶▶▶ 2030年 **2,000人**

現状値は2018年度（H30）であり、総務課資料による。

東日本大震災によって、町内では100名を超える方が犠牲となりました。未曾有の大災害を受け、より安全な地域とするための大型ハード事業は完了を迎えつつありますが、「人の命が第一」「災害に上限はない」という考えのもと、これまで以上に自助・共助に重点を置いた取組が求められています。

東日本大震災直後は、防災・減災意識の高まりから地区の防災訓練参加者数も増加していましたが、直近では減少傾向となっていることから、その記憶・教訓を風化させず、**個人や地域での自主的な防災・減災活動を促進し、自然災害で人命を失うことのない地域社会を目指します。**

□各地区における防災訓練参加者数の推移



資料：七ヶ浜町資料

目標⑥ 地域活動への参加率の増加

現状 **27.4%** ▶▶▶ 2030年 **40%**

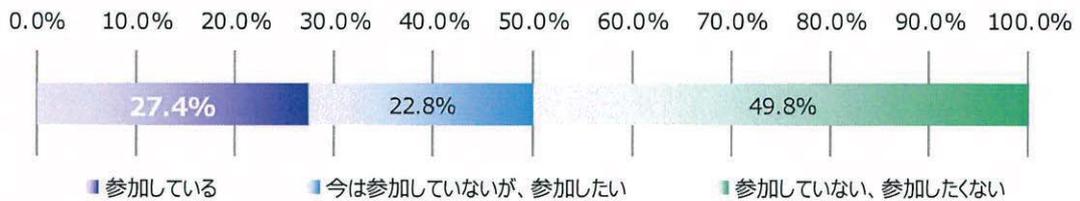
住民アンケート調査における「まちづくりへの参加」について、「参加している」の回答割合とする。

現状値は建設課が2018年（H30）に実施した住民アンケート調査による。

まちづくりへの住民参画や協働のまちづくりが重要視されるなか、住民アンケート調査では、まちづくり活動に「参加している」方は27.4%にとどまることが分かりました。「参加したい」とする方も同程度であり、潜在的な伸びしろはあるものの、もう半数の方々は「参加していない」「参加したくない」と回答しています（詳細は「住民アンケート調査」を参照）。

このことから、潜在的な参加意欲に対する参加しやすい環境の構築、参加していない層への意識啓発・理解促進により、行政と住民・事業者それぞれの主体性や自発性が発揮されるまちを目指します。

□まちづくりへの参加状況・参加希望（住民アンケート調査）



資料：セケ浜町都市計画マスタープラン改定に向けたアンケート調査

各目標を達成するための主な取組

目 標	主 な 取 組
住宅地としての満足度増加	○海と調和した建築物の規模や形態・意匠への誘導、庭先や窓辺における緑化の促進
商業産業拠点の土地利用の増加	○花渚浜地区商業産業拠点形成促進計画に基づく商業・産業の誘導、必要に応じた事業者募集要領の見直し
七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の年間利用者の増加	○ぐるりんこの定期的な利用実態・利用者ニーズの把握
年間の観光入込客数の増加	○既存の施設を活かした交流イベント、スポーツイベント・大会等の誘致・開催
各地区における防災訓練参加者数の増加	○津波ハザードマップや避難計画の改定及び周知 ○自主防災組織やボランティア組織等の地域、小中学校等における防災学習・防災教育の促進
地域活動への参加率の増加	○各種まちづくり計画の策定過程における説明会等の開催 ○地域の自主的な活動の支援



卷末資料

第1 策定の経緯

開催日・実施日	内容
2018年（H30） 8月 7日	平成30年度 第1回改定検討委員会 →委嘱状の交付 →セヶ浜町都市計画マスタープランの改定について
10月 6日 ～10月19日	住民アンケート調査 →住民基本台帳をもとに18歳以上の住民から無作為に抽出した2,000人へのアンケート調査
11月27日	平成30年度 第2回改定検討委員会 →住民アンケート調査の結果（速報）について →セヶ浜町の現状について
//	平成30年度 第1回都市計画審議会 →住民アンケート調査の結果（速報）について →セヶ浜町の現状について
2019年（H31） 1月 8日	関係課職員ワーキング① →住民アンケート調査の結果及びセヶ浜町の現状について
2月 6日	関係課職員ワーキング② →セヶ浜町都市計画マスタープラン（素案）について
2月26日	平成30年度 第3回改定検討委員会 →住民アンケート調査の結果（確報）について →セヶ浜町都市計画マスタープラン全体構想（素案）について
3月26日	平成30年度 第2回都市計画審議会 →経過報告

開催日・実施日	内 容
2019年（R元）11月 7日	令和元年度 第1回改定検討委員会 →セヶ浜町都市計画マスタープラン（素案）について
11月 8日	令和元年度 第1回都市計画審議会 →経過報告
11月18日 ～12月 9日	パブリックコメント →セヶ浜町役場及びホームページで素案を公表
11月23日 11月27日 12月 1日	住民説明会 →生涯学習センターにて年代別に3回実施 11/23(土) 午後7時～、40歳・50歳代の住民 11/27(水) 午後7時～、60歳以上の住民 12/ 1(日) 午前10時～、10歳・20歳・30歳代の住民
2020年（R2） 1月23日	庁内会議 →全部署によるセヶ浜町都市計画マスタープラン（素案）の確認
2月26日	令和元年度 第2回改定検討委員会 →パブリックコメント及び住民説明会の結果報告 →セヶ浜町都市計画マスタープラン（素案）について
3月18日	令和元年度 第3回改定検討委員会 →セヶ浜町都市計画マスタープラン（最終案）を町長へ提出
3月23日	庁議 →セヶ浜町都市計画マスタープラン（最終案）の付議・承認
//	令和元年度 第2回都市計画審議会 →諮問・答申

第2 七ヶ浜町都市計画マスタープラン改定検討委員会

七ヶ浜町都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

平成30年3月28日

告示第32号

(目的)

第1条 本町における都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「七ヶ浜町都市計画マスタープラン」という。)の改定にあたり、学識経験者、町民等から意見を聴き、改定内容を検討することを目的に七ヶ浜町都市計画マスタープラン改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会の検討事務は、次の通りとする。

- (1) 都市づくりの基本理念、目標に関すること。
- (2) 都市づくりの実現に向けた方策に関すること。
- (3) その他七ヶ浜町都市計画マスタープランの改定にあたり検討が必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 七ヶ浜町農業委員会長
- (3) 宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所長
- (4) 多賀城・七ヶ浜商工会長
- (5) 七ヶ浜町観光協会長
- (6) 七ヶ浜町社会福祉協議会長
- (7) 七ヶ浜町文化財保護委員長
- (8) 行政区長
- (9) 七ヶ浜町婦人会長
- (10) 七ヶ浜町消防団長
- (11) 宮城県土木部都市計画課職員
- (12) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

改定検討委員

氏名	所属団体及び役職
岩動 志乃夫	東北学院大学教養学部 教授
佐藤 太郎	七ヶ浜町農業委員会長
佐々木 一仙	宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所長
安住 政之	多賀城・七ヶ浜商工会長
瀬戸 秀壽	七ヶ浜町観光協会長
◎ 阿部 和夫	七ヶ浜町社会福祉協議会長
渡邊 勲	七ヶ浜町文化財保護委員会委員長
伊藤 喜久雄	吉田浜地区行政区長
鈴木 弘子	七ヶ浜町婦人会長
○ 氏家 進	七ヶ浜町消防団長
柳沼 久喜 (前任) 板橋 治	宮城県土木部都市計画課技術副参事兼課長補佐 宮城県土木部都市計画課技術補佐

◎会長 ○副会長

アドバイザー

宮城 豊彦	東北学院大学教養学部 教授
-------	---------------

七ヶ浜町都市計画マスタープラン

七ヶ浜町建設課

〒985-8577

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1

TEL 022-357-7441

FAX 022-357-5744

URL <http://www.shichigahama.com>